

損害保険代理店賠償責任保険 団体保険制度のご案内

〈専門職業賠償責任保険(保険募集人向け)のご案内〉

アリアンツ火災海上保険株式会社

保険期間:2025 年 11 月 1 日から 1 年間

1 損害保険代理店賠償責任保険団体保険制度の概要

この保険は、①株式会社トータルマネージメントシステムを保険契約者とし、②TM システム会員である保険代理店を加入の対象者としており、②の会員、及び③加入代理店の役員使用人等を被保険者としたものです。

■ 保険金をお支払いする場合

- ◆ 保険業法第 276 条の登録を受けた「特定保険募集人」が、日本国内で行った生命保険募集人、損害保険代理店または少額短期保険募集人(ただし、特定少額短期保険募集人を除きます。)の業務に係る行為(不作為を含みます。)に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合(保険業法第 283 条の規定により「所属保険会社」または「保険募集再委託者」が賠償責任を負う場合で同条第 4 項の規定により当該「所属保険会社」または「保険募集再委託者」からその損害賠償について求償された場合を含みます。)
- ◆ その損害賠償請求の原因となった行為のあった時期に関係なく、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、保険金をお支払いいたします(クレームズメイド方式)。ただし、保険始期前に行われた行為に起因する損害賠償責任を除きます。ご希望により、初年度契約につきましては、損害賠償請求の対象となる行為が、保険始期日より1ヶ年前まで遡及して担保する特約を付帯できます。(別途追徴保険料が必要です。)**【クレームズメイド方式については、Q & Aを参照】**

■ 特約等

保険募集人特約/親会社・子会社からの損害賠償請求不担保特約/保険料の精算に関する特約/保険金額および免責金額の適用読み替え特約/保険料支払に関する特約/通知不要特約/航空および船舶保険に起因する損害賠償請求不担保特約/テロリズム免責特約/受託財物担保特約/貿易・経済制裁規制に係わる適用制限および免責特約 (原則として全ての保険契約に付帯されます)

■ お支払いする保険金

- ◆ 損害保険代理店が負担した損害賠償金および争訟費用をお支払いします。
 - ◆ 受託財物に関する賠償責任については、上記とは別にてん補限度額を設定し、お支払いします。
- ☆保険金は免責金額を控除してお支払いします。

■ 被保険者の範囲

- ◆ 記名被保険者
- ◆ 記名被保険者の役員または使用人であって、保険契約の募集を行うまたは行っていた者
- ◆ 記名被保険者の役員または使用人であった者で、保険契約の募集を行っていた者

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- ◆ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償請求
- ◆ 被保険者の犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する損害賠償請求
- ◆ 当該行為が法令に違反すること、または他人に損害を与えるべきことを被保険者が認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った行為に起因する損害賠償請求。ただし、個人情報漏えいに関しては、記名被保険者の役員が当該行為に関与せず、または行為を認識していない場合を除きます。
- ◆ 身体の障害（死亡を含みます。）に対する損害賠償請求
- ◆ 財物の滅失、損傷、汚損、紛失または盗難（これらに起因する財物の使用不能損害を含みます。）に対する損害賠償請求
- ◆ 所属保険会社または保険募集再委託者の銀行取引停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは清算手続開始の申立に起因する損害賠償請求
- ◆ 直接であると間接であるとを問わず、戦争（宣戦の有無を問いません。）、変乱、暴動、労働争議または政治的もしくは社会的騒じょうまたはテロ行為に起因する損害賠償請求
- ◆ 直接であると間接であるとを問わず、地震、噴火、洪水または津波に起因する損害賠償請求
- ◆ 特に定めのある場合を除き、初年度契約の保険期間の開始日より前に行われた行為に起因する損害賠償請求
- ◆ この保険契約の保険期間の開始日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）に、その状況の原因となる行為に起因する損害賠償請求
- ◆ アリアンツ火災海上保険株式会社の引受社員（約款上では「当引受社員」と記載されています）が被保険者に対して行った損害賠償請求
- ◆ 他の被保険者からなされた損害賠償請求
- ◆ 記名被保険者が保険業法第 276 条の登録を受けていない間に被保険者が行った行為に起因する損害賠償請求
- ◆ 投資に関する助言もしくは運用または投資信託、年金、投資型保険その他の金融商品の利率もしくは市場価格の変動に起因する損害賠償請求
- ◆ 汚染に起因する損害賠償請求
- ◆ サイバー事故に起因する損害賠償請求。ただし、これらの結果生じた個人情報漏えいに起因する損害賠償請求を除きます。
- ◆ 航空保険および船舶保険の募集に起因する損害賠償請求
- ◆ 貿易・経済制裁規制に係わる適用制限

■ 告知事項について

- ◆ 「賠償責任保険契約申込書」及び「見積依頼書兼告知書」に記載いただく事項はすべて、普通保険約款第 7 条に定める告知義務の対象となりますので正確にご記入ください。
- ◆ 事実と異なる記載をした場合や事実を記載しなかった場合には、契約を解除することがあります。契約を解除する場合、保険金をお支払い出来ないことがありますので、十分ご注意ください。

■ 保険の継続、加入申し込みについて

- ◆ この保険は自動継続ではありません。毎年 9 月ごろに募集、募集審査を行い継続加入可否が判断されます。

- ◆ 事故が多発した場合など、継続加入が出来ない場合もあります。

2 契約後にご通知いただく事項

■ 次の場合には、ただちに本保険の取扱保険仲立人あるいはアリアンツ火災海上保険株式会社にご連絡ください。ご通知がなかった場合、保険金をお支払いできない場合がありますので十分ご注意ください。

- ◆ 保険契約者または被保険者の自己破産、破産管財人の選任、会社整理、債務不履行その他財産上の紛争が発生した場合
- ◆ 損害賠償請求がなされた場合
弊社の承認のないまま、被害者に対して損害賠償責任の全部または一部を承認した場合または争訟費用を支払った場合、保険金をお支払いできない場合があります。

3 Q & A

Q1: 損害保険代理店賠償責任保険とはどのような保険ですか？

A1: 損害保険代理店が、保険業法の規定に基づき届出を行った代理店業務に起因して損害賠償請求された場合、その損害賠償金および争訟費用を支払う保険です。

ただし、次のことが保険金支払いの前提条件です。

- ① 当該代理店が保険業法の規定に基づいて登録を受けていること
- ② 実際に代理店業務を行った役員もしくは使用人が、保険業法の規定に基づき届出されていること（代理店資格を有していても届出がされていない役員もしくは使用人が行った行為に起因する損害賠償責任については保険金をお支払いしません。）

Q2: 賠償責任を追及された損害保険代理店が、最終的に法律上の損害賠償責任を負わなかった場合、この保険で争訟費用は支払われるのですか？

A2: 免責事項に該当しない限りお支払いします。

Q3: この保険のメリットは何ですか？

A3: 損害保険代理店が代理店業務に起因して損害賠償請求されたことにより被った損害を包括的にカバーしている点です。この保険1つで、損害保険代理店になされた損害賠償請求をほぼカバーできます。

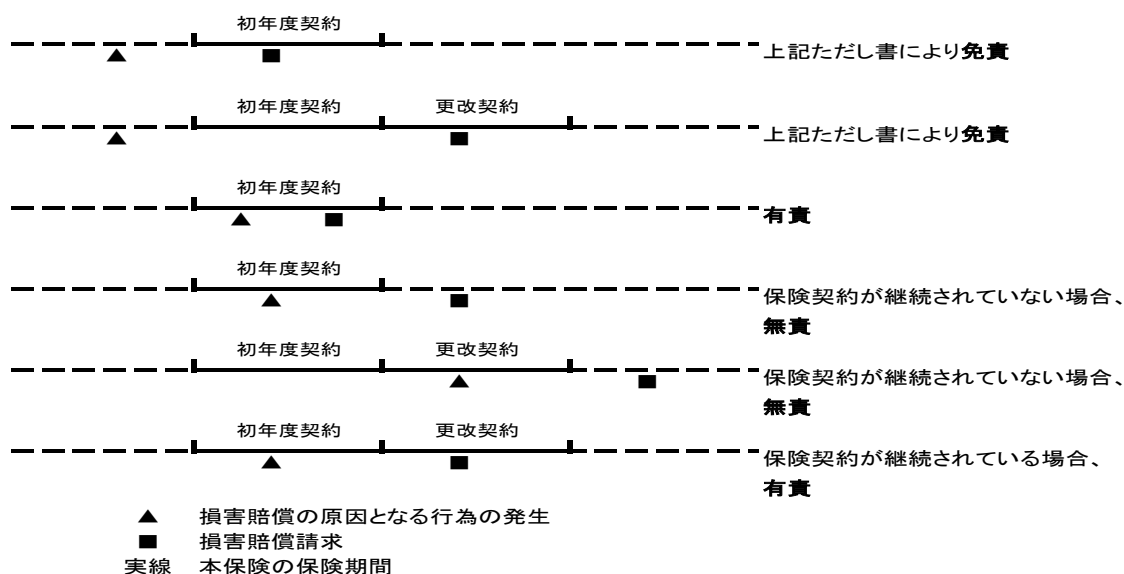
- ① 損害保険代理店の募集行為に限定せず、募集行為以外の保険契約者に対するサービス等の提供に起因する損害賠償請求、その他の付随業務に起因する保険契約者や第三者からの損害賠償請求等代理店業務に起因して生じた損害賠償請求すべてが保険金支払の対象となります。
- ② また、損害保険代理店が損害保険代理店資格以外の資格（不動産鑑定士、税理士等）をもち、それらの資格を活用して損害保険商品の企画・アドバイスおよび販売を行った場合、代理店業務に係る行為としてこの保険の支払の対象となります。
- ③ 損害保険代理店が他の業務を兼業している場合、②と同様、他の業務と関連して損害保険商品の企画・アドバイスおよび販売を行った場合、代理店業務に係る行為としてこの保険の支払の対象となります。

Q4: 生命保険代理店を兼業していますが、この保険から保険金が支払われますか？

A4: お支払い可能です。(ただし生命保険を含む金融商品の保証・助言等に起因する損害賠償請求については保険金は支払われません。)

Q5: この保険はクレームズメイド方式とのことですが、具体的にどのように保険金が支払われるのか教えてください。

A5: 保険期間中に被保険者(損害保険代理店)に対して損害賠償請求があった場合に保険金を支払う保険です。
すなわち、保険期間中に損害賠償請求の原因となった行為がなくても、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求された場合に保険金を支払います。ただし、初年度契約より前に行われた代理店の行為に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合は免責です。
また、保険期間中に損害賠償請求の原因となる代理店の行為がなされていても、保険期間終了後に被保険者に対して損害賠償請求された場合は保険金支払の対象となりません。



Q6: 保険事故が発生した場合の手続きを教えてください。

A6: 損害賠償請求があった場合ただちに本保険の取扱仲立人あるいはアリアンツ火災海上保険株式会社に連絡し、その指示にしたがってください。

特に保険契約者から損害賠償請求があった場合、損害保険代理店がどのような損害賠償責任を負うかは事案ごとに個別に判断されます。

自己の判断で示談を行った結果、代理店が負担した費用や示談金等について保険金をお支払いできない場合があります。

Q7: 損害賠償について問題が生じた場合、法律相談や保険事故時の示談代行を行ってもらえるのですか？

A7: 損害賠償について問題が生じた場合はもちろん、その可能性のある行為があった場合には、弁護士をご紹介します。
本保険では、示談代行等のサービスは行いません。

Q8: 募集行為以外で損害保険代理店が保険契約者に対して行ったサービスに起因して損害賠償責任を負うケースというのは、どのような場合ですか？ 判例等があったら教えてください。

A8: これについては以下の満期管理に関する3つの判例があります。いずれも、所属保険会社は保険業法第283条第1項の損害賠償責任を負わないとしていますが、損害保険代理店は保険契約者に対して信義則上の義務があるとして、その業務を怠った損害保険代理店は保険契約者に対して損害賠償責任を負うと判決したものです。

- ① 自動車保険の満期が近づき、損害保険代理店から継続契約をすすめられ、継続契約申込書に署名捺印した。保険料については、保険契約者の妻に再三支払の催促をしたが、「主人は振り込むとしております。」との回答で、満期日までに保険契約者から保険料の振り込みはなかった。その後保険契約者から何の連絡もなかったため、損害保険代理店は他の保険会社と保険契約を締結したものと推測して申込書を破棄した。
そのため、保険契約者が自損事故を起こした際、保険金の支払を受けられなかったため、保険会社および損害保険代理店に損害賠償請求した。損害保険代理店に対しては、保険契約者の、代理店が請求書等を送付してくれるものとの期待を保護することが信義則に適い、損害保険代理店は損害賠償責任を負うと判決した。
- ② 損害保険代理店は、保険契約者に対して満期日の20日前に満期の通知を行っていたが、引受保険会社から引受拒否されていること、他の保険会社とも新たな保険契約締結ができていないことを保険契約者に告げず、満期日以降も保険契約者に連絡をとっていなかった。そのため、その保険の目的が罹災した際、保険契約者は保険金の支払を受けられなかったため、保険会社および損害保険代理店に損害賠償請求した。
損害保険代理店は、保険契約者の保険継続の利益を保護するため、引受けを拒否されていること等を知らせる信義上の義務を負うので、保険契約者に対して損害賠償責任を負うと判決した。
- ③ 保険契約者と損害保険代理店は長年の付き合いがあり、多数の保険契約を締結していた。火災保険が満期になるので、保険契約者の妻にその旨伝えていたが、その後、契約者宅に保険料集金等で訪問した際にも契約更新の手続きとるよう勧めることもなかった。当該代理店が、かねてより保険契約者とトラブルがあり信頼関係が薄れてきていたこと等から更新する希望はないと判断し、あえて更新を確認することを行わなかった。そのため、その保険の目的が罹災した際、保険契約者は保険金の支払を受けられなかったため、保険会社および損害保険代理店に損害賠償請求した。
損害保険代理店に対しては、一般の契約者の意識として毎年保険契約を更新しているのが通例で、火災保険契約の更新手続きを履行しない保険契約者に対してその意思の有無を確認すべき信義則上の義務を負うので、損害賠償責任を負うと判決した。

取扱保険仲立人

Cosmosリスクソリューションズ株式会社

東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル西館11階 (03)5962-5544

引受保険会社

アリアンツ火災海上保険株式会社

東京都港区元赤坂1-6-6 安全ビル (03)4588-7500

【てん補限度額と免責金額の設定】

- ◆ てん補限度額
 - 1 事故あたりのてん補限度額と保険期間中のてん補限度額を設定します。
 - * 争訴費用保険金はてん補限度額の内枠(限度額:てん補限度額)でお支払します。
 - * 受託物に対する賠償責任については、てん補限度額の1%を限度とします。
- ◆ 免責金額
 - 1 請求あたり30万円
- ◆ お引受けプラン

		一般プラン		充実プラン	
	免責金額	1 事故	保険期間中 (1 証券共通限度額)	1 事故	保険期間中 (1 証券共通限度額)
損害保険金てん補限度額 (争訟費用保険金てん補限度額を含む)	30 万円	1 億円	10 億円	3 億円	10 億円
受託物に対する賠償責任のてん補限度額		上記の 1%	上記の 1%	上記の 1%	上記の 1%

【保険料の算出基礎数字】

- (損害保険)
 - 年間取扱い保険料(長期保険料を含みます。)の全額
- (少額短期保険)
 - 年間取扱い保険料の全額
- (生命保険)
 - 年間取扱生命保険料(月払いは 12 ヶ月分の保険料、年払いは年払い保険料、一時払い・全期前納はそのままの保険料)の 30%

【保険料】

上記の保険料算出基礎数字をもとに保険料を算出します。

保険料表

補償内容	一般プラン	充実プラン
責任限度額	1 億円/1 事故	3 億円/1 事故
一証券共通限度額	10 億円/保険期間中	
免責金額	30 万円	30 万円
保険料算出基礎(年間取扱保険料)		
5,000 万円以下	22,500 円	30,800 円
1 億円以下	45,000 円	52,200 円
2 億円以下	64,800 円	74,100 円
3 億円以下	70,200 円	85,000 円
4 億円以下	85,440 円	100,800 円
5 億円以下	100,000 円	111,200 円
6 億円以下	116,160 円	132,800 円
7 億円以下	129,600 円	152,000 円
8 億円以下	137,080 円	169,600 円
9 億円以下	143,440 円	186,400 円

*年間保険料 9 億円超の場合は別途お見積り

- *争訟費用保険金は責任限度額の内枠(限度額:責任限度額)でお支払致します。
- *上表は目安です。正式には見積書によります。
- *過去の保険事故が発生している場合の保険料につきましては個別のお見積りとなります。
- *ご希望により、初年度契約につきましては、損害賠償請求の対象となる行為が、保険始期日より1年前に遡及して担保する特約を付帯できます。(別途追徴保険料が掛かります。)

代理店賠償事故事例

1. フリート契約の付保洩れ車両が自損事故発生。 満期2ヶ月前に増車手続したが、満期更改明細書には増車分が反映されないため、追加すべきところ失念した。契約者も車両付保をチェックする義務があるため20%の過失を適用した。
2. 火災保険明記物件付保洩れで盗難事故発生、契約時に明記物件の説明を失念したため、一部貴金属が保険適用できなかった。 「契約のちらし」を契約者に提示しているため契約者側に50%の過失を適用した。
3. 自動車保険の継続意思を十分に確認せずに放置したため、無事故割引が継承できなかった。 契約者の過失も認定し損害額として20万円を認定した。契約者負担分を代理店が自己負担したかは定かではない。
4. 4年前に自動車新保険発売。更改時に新保険を勧め成約したが搭乗者傷害の日額払→部位別払の補償内容を十分説明しなかった。その後の更改時にも説明を失念したが、平成14年10月に契約者が被害事故で負傷した。従来の保険で約100万円のところ、部位別は6万円のため契約者からのクレームとなった契約者に50%の過失相殺を適用して解決した。